

※処理事項

発信年月日

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

改正

修正

決定

更正

による。

年 月 日

所在地

(ふりがな)

代表者氏名

期末現在の資本金の額(解散日現在の額)

兆

十億

百万

千

円

事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)

兆

十億

百万

千

円

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(電話)

(ふりがな)

法人名

法人区分

イに掲げる法人

期末現在の資本金等の額

兆

十億

百万

千

円

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

業 務 税

摘 要

課 税 標 準

税率

税 額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額別表5⑤

兆

十億

百万

千

円

年400万円以下の金額

000

兆

十億

百万

千

円

00

年400万円を超える年800万円以下の金額

000

00

年800万円を超える金額

000

00

計

000

00

軽減税率不適用法人の金額

000

00

付加価値額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

付加価値額

000

00

資本金等の額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

資本金等の額

000

00

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入金額総額

兆

十億

百万

千

円

000

収入金額

000

00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得金額総額別表5⑤

兆

十億

百万

千

円

所得金額

000

兆

十億

百万

千

円

00

付加価値額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

付加価値額

000

00

資本金等の額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

資本金等の額

000

00

収入金額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

収入金額

000

00

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

付加価値額総額

兆

十億

百万

千

円

000

付加価値額

000

00

資本金等の額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

資本金等の額

000

00

収入金額総額

000

兆

十億

百万

千

円

00

収入金額

000

00

合計事業税額

00

00

事業税の特定寄附金税額控除額

00

00

差引事業税額

00

00

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

00

00

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))

00

00

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

00

00

還 付 請 求

中 間 納 付 額

00

00

資本金の額(外貨)

兆

十億

百万

千

円

00

資本剰余金の額(外貨)

兆

十億

百万

千

円

00

資本剰余金の額(外貨)

兆

十億

百万

千

円

00

前事業年度の法人区分

イに掲げる法人

(使 途 秘 匿 金 税 額 等)

法人税法の規定によって計算した法人税額

①

兆

十億

百万

千

円

00

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

②

00

還付法人税額等の控除額

③

00

退職年金等積立金に係る法人税額

④

00

課税標準となる法人税額

⑤

000

①+②-③+④

⑥

000

法人税割額

⑦

00

⑤又は⑥×100

道府県民税の特定寄附金税額控除額

⑧

00

税額控除超過額相当額の加算額

⑨

00

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

⑩

00

外国の法人税等の額の控除額

⑪

00

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

⑫

00

差引法人税割額

⑬

00

⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫

既に納付の確定した当期分の法人税割額

⑭

00

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

⑮

00

この申告により納付すべき法人税割額

⑯

00

⑬-⑭-⑮

均等割額

⑰

00

円×12

⑱

00

既に納付の確定した当期分の均等割額

⑲

00

この申告により納付すべき均等割額

⑳

00

この申告により納付すべき道府県民税額

㉑

00

⑯+⑳

㉑のうち見込納付額

㉒

00

差 引

㉓

00

㉑-㉒

特別区分の課税標準額

㉔

000

東 京 都 に 申 告 する 算

同上に対する税額

㉕

000

②4×100

市町村分の課税標準額

㉖

000

同上に対する税額

㉗

000

②6×100

法人税の期末現在の資本金等の額

兆

十億

百万

千

円

法人税の当期の確定税額

兆

十億

百万

千

円

決 算 確 定 の 日

・

・

解 散 の 日

・

・

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

・

・

申告期限の延長の処分(承認)の有無

事業税

有・無

法人税

有・無

法人税の申告書の種類

青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

・

・

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行

支店

口座番号(普通・当座)

(道 府 県 民 税)

関 署 名

関 与 税 理 士

(電 話)

(事業税)

		事業年度		・ ・		法人名																		
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		77	兆	十億	百万	千	円									
所得割		64					00	付加価値割		65					00	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)	78					00		
資本割		66					00	収入割		67					00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		79					00	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)		80					00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		81					00	
所得割		68					00	付加価値割		69					00	同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)		82					00	
資本割		70					00	収入割		71					00	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額		83					00	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (83× / 100)		84					00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)		85					00	
								付加価値割		72					00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		86						
資本割		73					00	収入割		74					00	差引特別法人事業税額 85-86		87					00	
60のうち見込納付額		75						差引 60-75		76						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		88					00	
																租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		89						
																	この申告により納付すべき特別法人事業税額 87-88-89		90					00
																	90のうち見込納付額		91					
																	差 引 90-91		92					

(特別法人事業税)